

個人情報保護法の罰則に関する補足について



改正個人情報保護法についてもっと詳しく知りたい方は、以下のサイトをご覧ください。

【個人情報保護委員会 中小企業サポートページ(個人情報保護法) https://www.ppc.go.jp/personal/chusho_support/】

個人情報保護法の条文と罰則の対応表に誤りがありました。
以下のとおり訂正いたします。

CHECK 情報管理が不適切な場合の処罰など

情報の種類	根拠法による規定		処罰など
個人情報 (マイナンバーを含む)	個人情報保護法	1) 虚偽申告・命令違反	6カ月以下の懲役または30万円以下の罰金、業務停止命令
		2) データベース提供罪	1年以下の懲役または50万円以下の罰金
	民法(不法行為による損害賠償、709条)	損害賠償	
	建設業法	役員または使用人が懲役刑に処せられた場合は営業停止処分	
	マイナンバー法(個人および法人に対して)	秘密を漏らし、または盗用した者は、3年以下の懲役もしくは150万円以下の罰金 行為者を雇用する法人に対しても罰金	

根拠法による規定		処罰など
個人情報保護法	1) 命令違反	6カ月以下の懲役または30万円以下の罰金
	2) 虚偽申告	30万円以下の罰金
	3) データベース提供罪	1年以下の懲役または50万円以下の罰金

